

平成 1 7 年南伊豆町議会第 8 回臨時会会議録目次

第 1 号 (1 1 月 2 9 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議第 9 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	4
議第 9 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	7
日程の追加.....	11
発議第 1 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	12
閉議及び閉会宣告.....	18
署名議員.....	19

平成17年南伊豆町議会第8回臨時会

議事日程(第1号)

平成17年11月29日(火)午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議第94号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第4 議第95号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第5 発議第10号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
建設課長	高橋一成君	産業観光課長	鈴木博志君
窓口税務課長	外岡茂徳君	健康福祉課長	高野馨君

生活環境課長	石井司君	会計室長	山本正久君
教育委員会 教務局長	鈴木勇君	水道課長	小坂孝味君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤博	主幹	栗田忠蔵
--------	-----	----	------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（藤田喜代治君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成17年第8回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は11月29日の1日限りと決定いたしました。

議第94号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第94号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本日は、第8回臨時会ご苦労さまです。よろしく願いいたします。

それでは、議第94号の提案理由を申し上げます。

人事院は本年8月15日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について例年行われている官民給与の比較に基づく給与改定に加え、50年ぶりとなる給与構造の大きな改革となる勧告を行いました。内閣はこれを受けて給与改正関係法案を第163回国会に提出し、10月28日に参議院本会議で可決成立し、11月7日公布いたしました。公布された給与改正関係法は、給与構造の改革については18年4月1日から施行、また民間給与との比較に基づく給与改定については、引き下げ額を12月期末手当で調整する内容から、施行日を本年12月1日からと定めています。

このことから本町におきましても、12月1日施行の給与格差の改定である一般職の職員の給与を県下自治体の改正状況等を勘案した中、国家公務員に準じて改正させていただきたく緊急を要するので、臨時町議会の開催をお願いし、提案申し上げた次第であります。

なお、給与構造の改革につきましては大きな改正となるため、国に準ずることを基本として慎重に検討し、18年3月定例町議会に条例改正を提案する予定であります。

今回の条例改正案の内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、概要説明をさせていただきます。

今回の人事院勧告の官民給与比較に基づく給与改定、本条例改正の内容についてご説明をいたします。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、本町も国家公務員に準じて改定したいものです。

添付してあります条例の新旧対照表をごらんになりながら、お願いしたいと思います。第1条の一部改正より、条文に沿って説明させていただきます。

まず、第8条3項は扶養手当の月額分であります。その配偶者につきまして500円引き下げ、1万3,000円に改定するものでございます。

次に、第15条の6の第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の規定でありまして、12月支給分を0.05月引き上げ、0.75月に改定するものであります。このことによりまして年間の期末勤勉手当は、4.4月から4.45月となります。

次に、同項の2号でございますが、再任用職員の勤勉手当につきましてで、本町には該当ありませんが、一般職員の引き上げと同様に12月支給分を0.05月引き上げ、0.4月に改定するものでございます。

次に、基本給の改定でございます。改正欄の裏のページをお開き願いたいと思います。

別表の給料表を国家公務員に準じ、すべての給料月額をほぼ同率の0.3%引き下げるものでございます。

以上が第1条関係で、平成17年12月1日から施行したいものでございます。

次に、裏のページの第2条についてですが、第15条の6第2項1号の一般職員の勤勉手当の規定でございます。先ほど1条で引き上げ改定した0.05月分を6月の勤勉手当、12月勤勉手当の支給分を均分に振り分け、1回の勤勉手当支給月数を0.75から0.725月に改定し、18年4月1日から施行したいものでございます。

次に、改正条例と附則についてですが、1項につきましては施行期日でございまして、17

年12月1日と18年4月1日からの施行に関するものでございます。

附則の2項、それから3項、4項につきましては、本条例の適用に当たりまして給料表の枠外への切りかえ、不均衡等が生じた場合の規則委任や調整規定でございます。

次に、一番下の第6号でございますが、附則第6号につきましては12月に支給される期末手当の特例でございまして、平成17年4月1日時点での官民給与、逆格差相当分0.36%を解消することが情勢適用の原則に合致、情勢適用、民間準拠の原則に合致するとし、支給済の4月からの給与を12月期末手当で調整し、支給したいとするものでございます。その調整の内容は、17年4月1日の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の合計額に4月から11月までの支給済の8カ月を乗じた額と、6月の支給された期末勤勉手当の合計額にそれぞれ0.35月を乗じ、この額を調整額として、その調整額を12月支給の期末勤勉手当から差し引くものでございます。

なお、これらの改正による会計の影響力は、一般職員156人分の合計で給与等の引き下げによる調整額は、約170万円の実質的な減額が見込まれております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 今、総務課長に説明していただきましたけれども、説明の中でこの別表等いただきましたけれども、その関係の中で一番下の方でございますけれども、100分の75カ月にすると、100分の75、要するにその前までは70%が今回は75%にするという改正案だと思いますが、私はそういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 勤勉手当を0.05月引き上げまして100分の70を75に改めるのが12月1日でございます。12月1日から改め、18年4月1日からは、6月分と12月分を均分に振り分けるということは0.025になりますから、18年4月1日からは2条関係で100分の72.5になるということでございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 今回の改正案では要するに75にするけれども、来年度からはこれまでの70が72.5になるということは、2.5%上がるということでしょうか。問いたい。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 0.05月上がりますから、それを0.025月上がるということになり、0.05月上がったのを2回に、2分の1にしますから、100分の72.5になるということです。よろしいですか。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第94号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決されました。

議第95号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第95号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第95号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算額 2億3,573万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,116万4,000円とするものであります。

今回の補正は、去る11月6日に石廊崎地区を中心に発生した大雨洪水災害につき、別紙経過記録の災害復旧に係る経費並びに前号議案でご審議いただきました一般職の職員の給与条例改正に伴う人件費等の緊急を要する経費を計上させていただきました。また、これら歳出に対応する歳入を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議の上、よろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、一般会計の補正予算（第6号）の内容を説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款の総務費からでございますが、町長が申し上げましたとおり、人件費につきましては人事院勧告に伴います条例改正の反映と、その後の人件費精算による更正でございます。人事院勧告につきましては、実質的には人件費は給料、扶養手当の減額、それからそれに伴うはね返し分ですね、それから調整額反映のための期末勤勉手当の増額、これが基本となっております。これ以外につきましては、更生したものでございます。

一般管理事務でございますが、28万5,000円の減でございます。給料が8万7,000円の減、職員手当が19万9,000円の減、共済費が1,000円の増という形になってございます。

次に、徴税費でございますが、1万3,000円の減、人件費でございます。

選挙費でございますが、4万8,000円の増でございます。

統計調査費、指定統計調査事務でございますが、9万6,000円の減でございます。これにつきましては、国勢調査の県委託金の内示と事業進捗による更正でございます。

3款民生費でございます。

社会福祉総務事務が1万6,000円増となります。

児童福祉施設運営事務が91万9,000円の減でございます。この中では一般職の給与が125万4,000円の減、それから使用料及び賃借料で37万5,000円の増でございます。これは手石保育所の11月6日災害の土砂流入の排除等でございます。

次に、4款衛生費でございます。

保健衛生事務が1万3,000円の減、へき地診療対策費が5,000円の増、清掃総務事務が1万7,000円の減。

5款農林水産業費、農業総務事務が1万5,000円の減額でございます。

6款商工費でございます。これも人件費でございまして、2万3,000円の減額でございます。

7款土木費でございます。

土木総務事務437万5,000円の減額でございまして、これにつきましては給料を437万6,000円の減額、これにつきましては11月7日の災害の補助費対象人件費とするための災害復旧費の振替でございます。

次のページの9款教育費でございます。

事務局事務76万4,000円の減額、小学校管理事務3万2,000円の減額、幼稚園事務37万9,000円の減額となっております。

次のページの10款災害復旧費をめくります。

この災害復旧費につきましては、11月6日の大雨洪水災害の災害復旧費でございまして、12月中旬に行われます公共債の査定がございまして、河川のみであるために、河川17件であります災害公共債の提案が17件でございますので、本年度に国の予算箇所づけがされるものとして計上してございます。全額計上されない場合は、これから3月に減額をするという形もあります。

道路河川等災害復旧事業でございます。2億2,860万円の増額でございます。給料につきましては、土木総務費から434万7,000円の増額でございます。職員手当25万円、旅費7万円、需用費が834万円でございます。これにつきましては補助対象事務費、工雑分1.5%と事務費分4.5%、これらから割り出される補助対象事務費でございまして、その中には人件費も含まれているので、人件費と分けてございます。委託料2,200万円でございます。これは12月に行われる公共債の査定のための用地測量、それから査定設計、その町単で行われる費用でございます。次に、使用料及び賃借料40万円、工事請負費1億9,310万3,000円、石廊崎、下流、大瀬等の河川災害17件分でございます。

次に、単独道路河川等災害復旧費でございます。1,400万円の増額でございます。使用料及び賃借料が750万円、機械器具借り上げ料でございます。これは土砂除去のための借り上げでございます。工事請負費650万円でございます。小規模災害に対応するためのものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

11款地方交付税でございます。3,101万5,000円を増額計上したいものでございます。これで留保財源は4,300万円からになります。普通交付税の留保財源が4,300万円からとなります。

15款国庫支出金でございます。災害復旧費の国庫負担金1億3,661万5,000円でございます。補助対象を2億482万円と見込みまして、その3分の2でございます。

県支出金については総務費の委託金でございます。国勢調査の委託金9万8,000円の減でございます。

町債でございます。災害復旧債が次のページでございます。6,820万円でございます。これは道路河川災害復旧事業債でございます。補助対象の2億482万円に対して、3分の1の起債を見込んだものでございます。

次に、9ページをお願いします。

補正額の財源内訳でございます。

補正額2億3,573万2,000円を増額いたしまして、46億3,116万4,000円としたいものでございまして、その補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1億3,651万7,000円、地方債が6,820万円、一般財源が3,101万5,000円となるものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第95号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんはお集まり願います。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時28分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程の追加

議長（藤田喜代治君） お諮りいたします。

本日、1番議員、保坂好明君外8名より、共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第10号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

発議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第10号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議を議題といたします。

この決議は、保坂好明君が提出者で所定の賛成者もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 提案説明は朗読をもってかえさせていただきます。

共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議。

共立湊病院は、その前身であった旧国立湊病院（戦前は海軍病院）当時から、賀茂郡下唯一の公的医療機関として、伊豆半島先端の医療過疎地域の基幹医療施設としてその役割を果たし、地域住民に親しまれてきました。

国立病院等再編成計画のもと、平成9年10月より賀茂郡下7市町村（当時）が国から移譲を受け、社団「地域医療振興協会」に運営を委託する管理委託方式で運営が行われていますが、伊豆半島先端の過疎地域に位置する唯一の公的医療機関としての役割は、以前にまして一層大きく重くなっています。

高齢化率が高い地域の特性から求められている循環器系診療科・悪性新生物（ガン）対応・脳疾患、子育て世帯を支える産婦人科・小児科の充実は圏域住民の悲願であります。

また、第3次救急医療施設までは、ドクターヘリが導入されたとはいえ、夜間や天候によっては救急車が頼りで、郡下どの市町からも天城山系の峠を越えなければならず、近いところで1時間から半島南端の南伊豆町では最大2時間もかかり、救急医療の充実は依然大きな課題となっています。

このような中で、今日、共立湊病院を現在の下田南高校に移転しようとする動きが出ていることは、伊豆半島先端の南伊豆町に生活する住民にとって極めてゆゆしき事態であります。

伊豆医療圏域に求められている課題は、第一に、起伏の多い伊豆半島先端という地理的特

性を持つ地域であるということを重視した観点から検討されることが求められます。

ドクターヘリが運行されてはいるが、その欠ける部分を補うためにも、半島先端に第3次救急体制に準ずる体制を確立することが求められ、同様な半島地域を抱える千葉県が、地理的特性を考慮して2.5次救急制度を取り入れていることは大いに参考にすべきであります。

共立湊病院の移転は、一万人余を抱える南伊豆町・地域住民にとってベッド（病床）を備えた病院施設がなくなるということであります。

現在、西伊豆地域、東賀、下田市には一定のベッド数を確保した医療施設がありますが、南賀地域では、唯一旧国立湊病院・共立湊病院が半世紀以上にわたってその役割を果たしてきているのであり、移転は、新たな医療過疎を作り出すこととなります。

今、共立湊病院に求められていることは、伊豆医療圏域病院の名実ともに中核医療施設の役割を果たすべく、医療の質を抜本的に高めることであり、救急医療の充実については、ドクターヘリ体制を補う2.5次救急体制の充実を図ることであります。

半島先端に生活する、一万人余住民の生活に責任を負う南伊豆町議会は、共立湊病院の現在地での存続、充実と更なる発展のため奮闘するものである。

以上決議する。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番議員、梅本和 君。

6番（梅本和 君） 今決議書が読まれたわけですけれども、その中で例えば現在地での充実という意見がありましたけれども、現在地での充実ということはどれぐらいの予算をかけての充実か、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 予算までは、具体的なことは私は検討しておりませんが、ただ本日のこの決議に関しましては、南伊豆町議会議員として当たり前のことだと、その責任を果たすことだということによって提案をさせていただきました。

議長（藤田喜代治君） 梅本和 君。

6番（梅本和 君） この病院がいわゆる賀茂の共立湊病院であるということは、議員はご存じですね。そういう意味で考えたときに、果たして南伊豆町だけのエゴでこの地域にどうしても移転しないで残すということが、果たして本当に新しい病院をつくることになって

いくのか、その辺のことはどのように考えていますか。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は現在地で、この移転問題が出たときになぜ移転するのかと、逆に私自身疑問に思っております。その明確な理由がない以上、ここにあって当然この旧国立湊病院から現在に至るまで、先人たちが非常な思いでここに病院を継続、存続をさせたと、そういう思いから私は言っていることであります。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

6番議員、梅本和 君。

6番（梅本和 君） 共立湊病院の現在地での建てかえは、南伊豆町民の切なる願いであることは十分理解できるし、私自身の願いでもあり、承知もしています。

しかしながら、共立湊病院の存立意義は賀茂地区の医療を守ることであり、それが使命であると思います。ゆえに、下田市、賀茂郡の各町の意向を無視した場合の問題を我々議会と、また行政当局は考える必要があると思います。

なぜなら、共立湊病院は下田市、賀茂郡の各町で構成する組合病院であり、その使命は賀茂地区の医療を守ることにあります。ただ単に地元にあるとの理由で反対した場合に、建てかえどころか、その存立さえも難しくなることが予測されます。賀茂地区の医療水準を守るために必要な病院であるなら、まずその存続及びその施設の充実を目指すのが本来の姿であります。そのような議論をしないまま地元のエゴで病院の存続まで危うくすることには、反対せざるを得ません。

当町の町長を除く下田市並びに賀茂郡の各町の首長が移転に合意していることの意味を我々議会は深く考え、当町が下田市並びに賀茂郡の各町から孤立することがないようにすべ

きであります。

よって、このような決議には反対いたします。

議長（藤田喜代治君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 私は賛成の立場で討論いたしたいと思います。

今地域のエゴによって移転を反対だというのが表明されたわけですが、私は地域のエゴによって反対している理由ではありません。

まず、第1点に移転する理由がないということはどういうことかといいますと、まず今の現在地が、例えば下田南高の跡地へ行くというのが話題になっているわけですが、敷地の問題にしても下田南高は6,000坪、現在は1万8,000坪、3倍もある土地を有しているわけですが。その土地が借地料を払っているとか、そういう狭いとかということであれば、これは考えなければならないと思いますが、環境の面、しかも土地の広さからいっても、南高よりははるかにいい。

それと、環境の面に対しても、先ほどからいろいろ言われたように、海軍病院の当時なぜあそこにあったかというのは、環境の面もあって、あそこへ現在まで来ていたわけですが。そういう点を加味したときに、利点は温泉もあるわと、温泉が無料で、当然温泉寮を持ってあるので、病気に対しては、リハビリを主体としたものについては、温泉というものが最大の効果があり、利用すべきだと思います。

そういう観点から、しかも片方には特養ホーム、片方には老健があるわけで、あそこを移転した場合に、ではあの跡をどうするのか、小さい病院をつくれればいいといっても、そういうことの中でほかの市町はただ利便性がよくなる、下田へ持っていけば利便性がよくなるという単純なる考えの中で反対しているわけです。そういうのは、逆に今私も申したように、なぜ移転しなければならないかということに対しては、だれが見ても私の言うのが正論ではないかと思います。

それと、今町民が湊病院の問題に対して、いろいろ最近1カ月ぐらいの話が出たわけですが、動揺しているわけです。そのために私たち議員として、町民に対して私たちは反対だということを表明するためにも、2年前にも決議があったわけですが、そういう町民にわからせるためにも、本日決議すべきだと思います。

賛成討論を終わります。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 賛成の問題と、私は共立湊病院の議会組合議員として出て、検討委員会の議論にも参加しております。その事実を伝えることと、中身について討論します。

決議書の中で、私はこれは病院の現在地での存続・充実、そしてこれの根拠として伊豆医療圏域のいわゆる賀茂郡下の医療圏域の医療の現状課題、そしてそれを包括的にどうするかという、そういう観点が盛り込まれた内容の決議であります。これは2年前に合併問題と絡めて下田の箕作の付近に病院を移転するという、そういう動きが出たときにも議会で議決を上げましたが、今回は正式な会議には10月31日に一度しか出ていない下田南高、合併した後の跡地に病院を移すという、この1回しか出ていない会議があたかもこれが既定の事実のようにされている。病院組合議会あるいは検討委員会の中では、医療の内容の充実ということではなく、移転ありきという議論が先行しているのが実態であります。

反対の意見の中に、存続・充実の意見がこの決議によってこれが逆になるというふうなことを言われながら、一方では移転に合意がされている中身をこれが存続も危ういことになるのではないかと、矛盾したことが述べられました。私は現時点、議論をしない中で移転論が先行する。しかも、病院は新しくなれば、何かこれが中身も充実するかということそうではないということは、組合議会の議員全員協議会の議論の中でも明らかになっております。

今、地方自治体の財政が厳しい。下田市なども来年度予算を組むことができない。そういう中、あるいは県も財政のシミュレーションを出しましたが、小さい自治体が赤字で大変だと。こういう中で病院を新築することだけに走るのではなく、今、地域医療振興協会には病院組合から総計約4億円になるみなし寄附が積み立てられています。こうしたことに若干上乘せをして耐震補強する、これは管理者でもあり、南伊豆町長でもある鈴木町長が、前町長とも同じ意向で病院を何としても存続していく、そして財政的にも住民に負担がかからない、そういう力強い主張を検討委員会の中でもされてきましたが、私は財政的にも、そして真の充実が何かと、病院の箱物を建てることではなく、中身を充実する。

そして、もう一つエゴという言葉が出ましたが、エゴが悪い意味で人の利を引っ張って自分のものにするのであれば別ですが、国立病院から移譲されたこの現在の病院、建設当初は海軍病院でむしろ住民の利にするどころか、いわゆる特権階級のものであって、そこに住んでいる住民が追い立てられて、いわゆる医療、療養の最適地として、温泉や水までも特別なものを引っ張って建てられてきたものであります。南伊豆住民は戦後国立病院となってから、その一般医療の要求に供してきたわけですが、半島先端で一番不利な立場にあって、厳しい

環境の中で生活をつないできた。この住民にとって、この病院を85年にわたって、半世紀以上とはいえ、1世紀近くにわたってきた病院を守るということは立派なエゴであって、この利益を守ることなしに、南伊豆住民の代表たる南伊豆議員の資格がないといっても過言ではないと思います。

病院の環境が本当にいやしのもとにある。今の疲弊された社会の中で、共立湊病院のある適地は、いわゆるなぎさのいやしの環境の中でも最高と言われている中にあります。ここを中身を充実させて、しかも財政的にもこれが自治体の負担にならない。これがどうして南伊豆の住民だけのものであるのか。これは圏域やあるいは首都圏の病んだ人たちの療養の地であってもおかしくはないと思います。

こうした点でこの決議を上げ、そしてさらなる中身、この決議でもうたっています充実を求めていくことが、南伊豆住民の代表である私たち南伊豆町議会の極めて重い大事な責務だということを、あえて訴えたいと思います。

以上で賛成の討論とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） これに賛成いたします。

この決議は、現在地での存続・充実を求める決議でございます。湊の共立病院を充実してもらうことが南伊豆町民にとって、また賀茂郡下全体のことを考えたときに安い金額でできるわけでございますから、ここで存続して、まして充実することこそ、賀茂圏域全体のことを考えたときにはベストな判断だと思います。そのためにもこの決議に賛成いたします。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事日程が終了しましたので、会議を閉じます。

第8回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成17年第8回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎